

秋田県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和8年6月16日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
99	株式会社三共 代表取締役 小倉 敏男 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	P Aフィーバーものの がたり Y R	第5P1411号
100	株式会社ジェイビー 代表取締役 毒島 壮 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	e Aフィーバーものの がたり Y S	第5P1841号
101	株式会社ジェイビー 代表取締役 毒島 壮 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	e フィーバー妖怪ウォ ッチ H X	第6P0216号
102	株式会社オリンピア 代表取締役 兼次 民喜 東京都台東区東上野一丁目16番1号	回胴式	L 青春ブタ野郎 L 1	第630379号